平成２６年（フ）第７３６号
京都市山科区東野南井ノ上町15番地の１　山科東野団地３―402号
債務者　藤本　浩二
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７４４号
京都市山科区安朱南屋敷町11番地８　安朱ハイツ105
債務者　小森　慶弘
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７４５号
京都市右京区太秦御所ノ内町19番地34、前住所京都市右京区太秦桂木町１番地８　第一創久マンション204号
債務者　立木　秀尚
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲16番地５
債務者　藤田　英雄
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１８６号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1772番地　町住向陽団地59―１―３、前住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2046番地３　ＳＫハウスⅢ101号
債務者　矢野　牧子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８号
宮崎県都城市南横市町4096番地１
債務者　蓑原　安博
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目13番17号　開陽ハイツ201号
債務者　濵崎百合子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
鹿児島県鹿児島市小川町19番２―1203号
債務者　福元眞由美
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
鹿児島県鹿児島市中山町2683番地６　野元ハイツ202号
債務者　渡口　慶子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６８号
北海道小樽市花園３丁目４番６号　ロアールコーポ303号室
債務者　早川　澄子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１３３号
長野県松本市大字今井3104番地　ケアハウス今井
債務者　久保田岸子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２９７号
兵庫県芦屋市西蔵町13番Ｂ―202号
債務者　谷村裕一朗
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６３号
兵庫県西宮市大屋町22番10号
債務者　柴田　裕二
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６９号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―2332号、前住所兵庫県芦屋市若葉町２番２―1831号
債務者　山本　三夫
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７１号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目52番１号ヴィラマックス103
債務者　豊川　賢一
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７３号
兵庫県西宮市上甲子園１丁目１番27―406号
債務者　三辻　　登
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命272番地１　クレインフィールドⅠ104号
債務者　西手　國幹
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部